

## 改正概要説明書

国名：ベラルーシ

法令名：商標法

改正情報：2019年12月28日改正

### 改正概要：

1. Law of the Republic of Belarus of December 18, 2019 N 275-3 “On amendments to laws”による改正(2019年12月28日公布, 2020年8月29日施行)：第4条, 第6条, 第12条, 第17-2条

2. 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書に関して, 第50回WIPOマドリッド同盟総会において採択されたマドリッド共通規則(2019年2月1日発効)において, 新たに, 国際登録の分割及び分割後の国際登録の併合を, 指定国官庁経由で申請することが認められることとなった。これに伴い本法第16条で国際登録の分割に関して明確化された。

### 改正内容：

・第4条, 第12条, 第17-2条

ベラルーシ共和国の国家機関の役割が明確化された。

・第6条

商標出願に関して明確化された。

・第16条

国際登録の分割に関して明確化された。